

私立学校振興費（特別支援教育費補助）補助金事務取扱要領

（一部改正昭和 60 年 7 月 26 日）

（ 〃 昭和 61 年 4 月 10 日）

（ 〃 昭和 62 年 7 月 28 日）

（ 〃 昭和 63 年 4 月 13 日）

（ 〃 平成 元年 6 月 30 日）

（ 〃 平成 2 年 7 月 9 日）

（ 〃 平成 19 年 2 月 2 日）

（ 〃 平成 19 年 10 月 4 日）

（ 〃 平成 20 年 9 月 10 日）

（ 〃 平成 26 年 6 月 24 日）

（ 〃 平成 28 年 1 月 4 日）

（ 〃 平成 30 年 8 月 15 日）

（ 〃 令和元年 6 月 10 日）

（ 〃 令和 3 年 5 月 20 日）

1 趣旨

この要領は、私立学校振興費補助金交付要綱（昭和 37 年岩手県告示第 482 号。以下「要綱」という。）第 2 の 4 に規定する特別支援教育費について、同項に規定する心身に障がいのある幼児（以下「心身障がい児」という。）の判定及び補助金の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）による改正後の就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項の認可を受けた施設をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法一部改正法による改正前の就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「旧認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項又は第 3 項（保育所から構成されるものを除く。）若しくは新認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた幼稚園をいう。
- (4) 幼稚園等 幼稚園、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園をいう。
- (5) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 27 条第 1 項で規定する特定教育・保育施設をいう。
- (6) 学校法人等 学校法人及び学校法人化のための努力をする幼稚園等の設置者をいう。
- (7) 幼保連携型認定こども園（旧接続型） 旧認定こども園法第 3 条第 3 項の認定を受けた幼保連携施設（幼稚園及び保育所から構成されるものに限る。以下「旧幼保連携型認定こども園」という。）のうち、満 3 歳以上の子どもが全て幼稚園に在園しているものをいう。
- (8) 幼保連携型認定こども園（旧並列型） 旧幼保連携型認定こども園のうち、満 3 歳以上の子どもの一部が保育所に入所しているものをいう。
- (9) 幼稚園型認定こども園（単独型） 幼稚園型認定こども園のうち、子どもが全て幼稚園に在園しているものをいう。
- (10) 幼稚園型認定こども園（接続型） 幼稚園型認定こども園のうち、満 3 歳未満の子どもが在園し、かつ、満 3 歳以上の子どもが全て幼稚園に在園しているものをいう。

- (11) 幼稚園型認定こども園（並列型） 幼稚園型認定こども園のうち、満3歳未満の子どもが在園し、かつ、満3歳以上の子どもの一部が保育機能施設に入所しているものをいう。
 - (12) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
 - (13) 保育機能施設 児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。）をいう。
 - (14) 幼児 小学校就学の始期に達するまでの者であって、満3歳以上の者をいう。
 - (15) 1号認定子ども 支援法第19条第1項第1号の規定により認定を受けた幼児をいう。
 - (16) 2号認定子ども 支援法第19条第1項第2号の規定により認定を受けた幼児をいう。
- 3 補助の対象となる幼児
補助の対象となる幼児は、別表1に掲げる区分に該当する幼児のうち、心身に障がいをもつ幼児とする。
 - 4 補助金交付の対象除外等
補助金交付の対象となった学校法人等のうち、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した学校法人等は、補助金交付の対象から除外し、又は補助金の額を減額することがある。減額の対象及び減額の範囲は別紙1のとおりとする。
なお、補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについては別紙2のとおりとする。
 - 5 心身障がい児の判定
心身障がい児の判定は、次の各号の一に掲げる書類等に基づき平成18年3月31日付け17文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知（通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について）及び平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知（障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について）等を参考として総合的に行うものとする。
 - (1) 児童相談所の判定書
 - (2) 専門医の診断書
 - (3) 身体障害者手帳
 - (4) 療育手帳
 - (5) 特別児童扶養手当証書
 - (6) その他心身障がい児であることを証する書類。ただし、児童相談所の判定若しくは専門医の診断に基づいて認定を受け交付されるもの又は学事振興課が別に定めるものに限る。
 - 6 補助金の額
補助金の額は、毎年度5月1日現在において在園している心身障がい児の人数（ただし、当該年度の10月1日現在において、5月2日以降に入園又は認定区分変更により補助対象となった心身障がい児が在園している場合は、その園児を加えた人数）に、別に定める額を乗じて得た額とする。
 - 7 補助金の交付を受ける学校法人等の責務
 - (1) 心身障がい児に適切な教育を行うとともに、教育に必要な遊具及び訓練器具等設備の充実を図り、教育条件の向上に努めること。
 - (2) 心身障がい児にかかる授業料等生徒納付金（特定教育・保育施設である幼稚園等にあつては、基本保育料、特定保育料その他納付金）の額は心身障がい児以外の幼児から徴収する額を超えないこと。
 - 8 補助金の交付時期
補助金の交付は、原則として3月全額前金払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。
 - 9 提出書類
別表2のとおりとする。

別表 1

補助対象区分		
1 特定教育・保育施設である幼稚園以外の幼稚園		
区 分		対 象
幼稚園（特定教育・保育施設である幼稚園を除く。）		当該幼稚園に在園する幼児
2 特定教育・保育施設である幼稚園等		
区 分		対 象
幼稚園（特定教育・保育施設である幼稚園に限る。）		1号認定こども
幼保連携型認定こども園	旧接続型	1号認定こども及び2号認定こども
	旧並列型	1号認定こども
	新設	1号認定こども
幼稚園型認定こども園	単独型	1号認定こども及び2号認定こども
	接続型	1号認定こども及び2号認定こども
	並列型	1号認定こども及び2号認定こども

別表 2

提出書類	様式	提出部数	提出期日
1 交付申請時			
(1) 私立学校振興費（特別支援教育費補助） 補助金交付申請書	要綱で定める。	要綱で定める。	別に定める。
(2) 添付書類			
ア 私立学校振興費（特別支援教育費補助） 所要額調書	〃	〃	
イ 心身障がい児教育への対応と方針	別紙1-ア	1部	
ウ 心身障がい児在園者数	別紙2-ア	〃	
エ 教職員調書	別紙3	〃	
オ 補助対象経費の内訳	別紙5	〃	
カ 収支予算	別紙6-ア	〃	
2 事業完了時			
(1) 私立学校振興費（特別支援教育費補助） 補助金請求書（全額補助金の前金払を受けた場合は提出の必要なし）	要綱で定める。	要綱で定める。	事業完了後速やかに。
(2) 私立学校振興費（特別支援教育費補助） 補助金実績報告書	別紙7	1部	
(3) 添付書類			
ア 私立学校振興費（特別支援教育費補助） 支出済額調書	要綱で定める。	要綱で定める。	
イ 心身障がい児教育への対応と方針	別紙1-イ	1部	
ウ 心身障がい児月別在園状況	別紙2-イ	〃	
エ 教職員給与明細書	別紙4	〃	
オ 補助対象経費の内訳	別紙5	〃	
カ 収支決算	別紙6-イ	〃	
3 前金払時			
(1) 私立学校振興費（特別支援教育費補助） 補助金前金払請求書	要綱で定める。	要綱で定める。	別に定める。
(2) 添付書類 収支計画書	別紙8	1部	

学校法人等における補助金の減額について

1 減額の対象

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合
- (2) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合
- (3) 学校法人等の運営上著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用がある場合
- (4) 会計処理その他事務処理が著しく適正を欠いている場合
- (5) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人等の運営の適正な執行を期しがたい場合
- (6) 教職員の争議行為等により、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合
- (7) 補助金の申請書類等に、故意又は重大な過失により事実と異なる記載をしたと認められる場合
- (8) その他事務処理体制又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

2 減額の範囲

- (1) 5割の範囲内とする。
- (2) 前記1の各事項の一に該当する場合において、その状況が著しく適正を欠くため、補助金に係る事業の適正な執行を期しがたい場合又は補助金の交付の目的を達成することができないと認められる場合は、これを交付しないものとする。
なお、補助金の交付の決定又は交付があった後においても適用があるものとする。

別紙 2

補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る 翌年度以降の補助金の取扱いについて

- 1 別紙1の2の(2)に規定する事由(別紙1の1の(2)に該当する場合を除く。)に該当することにより、補助金の交付の対象から除外された学校法人等(以下「補助対象外法人等」という。)については、当該措置を講じた年度の翌年度以降4年間、補助金を交付しないこととする。

ただし、補助対象外法人等が、当該事由に関し、改善に向けて自主的な努力を行い、かつ、その実績が顕著であって、当該法人等に対する補助金の交付が、補助の目的の有効な達成に資すると認められる場合は、補助対象外法人等とする措置を講じた年度の翌々年度以降、その取扱いの基準を緩和することができるものとする。

- 2 前記1ただし書の規定により、取扱いの基準を緩和された補助対象外法人等(以下「基準緩和法人等」という。)については、前記1の期間内に限り、4に規定する補助金の算定方法により算出した額に次の表に定める率を超えない範囲内の率を乗じて得た額を補助金として交付することとする。

区 分	率
基準を緩和した年度	0. 2 5
基準を緩和した年度の翌年度	0. 5 0
基準を緩和した年度の翌々年度	0. 7 5

なお、補助金の交付に当たっては、知事が必要と認める書類の提出を求めることがある。

- 3 基準緩和法人等が、別紙1の2の(2)に規定する事由に該当することとなった場合、当該年度に係る補助金を交付しないこととし、その状況に応じ、前記1のただし書の規定による取扱いの基準を緩和する措置を取消することができるものとする。